

募

経営所得安定対策等交付金の申請受付について

2019 年度経営所得安定対策等交付金の申請を受付ます。申請される方は、交付要件等を確認して、申込期限までに手続きをしてください。申請書類や内容確認について詳しくは、役場産業課まで連絡をお願いします。

役場産業課 ☎ 0598-82-3786

申込期限 7月1日(月)まで

対象者 交付対象作物の販売農家

水田活用の直接支払交付金（主なもの）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000 円 /10a
WCS 用稲	80,000 円 /10a
加工用米	20,000 円 /10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000 円～ 105,000 円 /10a

※1 当年度に新植するものに限ります。
 ※2 品目によっては、国において確定されていないため交付対象にならないことがあります。

産地交付金

対象作物	交付単価
地域特産物（いちご、ふき、ゆず（※1）、白ねぎ、えごま）	17,500 円 /10a
野菜（※2）	15,000 円 /10a
果樹（桃・梅・栗・無花果・檸檬）（※1）、 花き・花木（しきみ、さかき、ハナモモ、松苗）（※1）	12,500 円 /10a

制度の詳細については、東海農政局三重県拠点にお問い合わせください。
 ☎ 059-228-3199

告

住宅の新(改)築をされる方へ 申請はお早めに!
 合併浄化槽の設置申請のご案内

2019年度事業分受付 12月9日締切

申請期間を過ぎてからの設置は、2020年5月中旬以降からになります。

役場生活環境課 ☎ 0598-82-3787

設置対象物件

専用住宅または店舗兼住宅・事務所兼住宅・寺院兼住宅で1/2以上が住宅のもの。
 (住宅の種類によらず、いずれも10人槽までの合併処理浄化槽)

設置場所の条件

- 5人槽 ▶ 縦3.2m×横2.2m
- 7人槽 ▶ 縦3.5m×横2.3m
- 10人槽 ▶ 縦4.2m×横2.5m
- 広さは、建物から1m以上離れた、土身の平らな場所
- 道路は、上空に障害物が無く、幅員2.5m以上。(ただし、仮設道路、構造物撤去、クレーン等の工事代金を個人負担することで設置できる場合があります。)

必要な経費

- 宅内工事費 (個人負担+要業者見積)
 - 汲み取りトイレの場合 ▶ トイレの改造、水周りの排水管の設置等
 - 単独浄化槽の場合 ▶ 水周りの排水管設置、単独処理浄化槽の処分等
- 分担金 154,200円 (付帯設備が必要な場合および放流延長が30mを超える場合については、分担金に加算されます。)
- 月々の使用料 4,320円(5人までの世帯。世帯人数が1人増えると540円加算)
 ※プロワ稼動に必要な電気代を町の基準により年度末に一括して還付します。

申請書類

- 戸別合併処理浄化槽設置申請書
- 各階平面図(面積の計算ができるもの)
- 住宅付近平面図(位置図)
- 放流先見取り図(排水計画図)